

資料4-1	H24.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成24年度地域生活支援給付 単価改定(案)について

平成24年3月27日
千葉県障害者自立支援課

1 単価改正の趣旨

障害者自立支援法における障害福祉サービスについて、平成24年度報酬改定が為されるため、サービス提供事業者の経営基盤の安定、サービスの質の向上等を図るため、当該サービスの報酬体系を基調をしている地域生活支援給付についても報酬改定を行うこととしたものです。

2 適用期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日を予定。

国の事業（障害福祉サービス）では地域区分の見直しが行われ、平成24年度から平成26年度までの間は毎年段階的に上乘せ割合を引き上げ、平成27年度から見直しの完全施行となります。このため、上記期間について、平成25年度の国制度の地域区分に準じた報酬体系を基調とした地域生活支援給付の報酬体系を適用します。

年度	障害福祉サービス (居宅介護、短期入所)	地域生活支援事業
平成24年度	10. 42	平成25年度の障害福祉サービスの報酬額と同等の単位数とします。
平成25年度	10. 48	
平成26年度	10. 54	

3 各サービスにおける共通事項

(1) 統合上限額管理加算

156単位 → **158単位**

障害福祉サービスの標記加算の単価体系を適用します。

4 各サービスにおける個別事項

(1) 移動支援

障害福祉サービスにおける通院等介助における改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行います。

ア 基本報酬

障害福祉サービスの通院等介助と同等の単位数とします。

(単位)

利用時間	身体介護有り		身体介護無し	
	現行	改定後	現行	改定後
30分未満	264	267	109	109
1時間未満	417	422	205	205
1時間30分未満	606	613	286	287
2時間未満	692	700	—	—
2時間30分未満	777	786	—	—
3時間未満	863	873	—	—
以後30分ごと	86	87	73	74

イ 初回加算

208単位 → **210単位**

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価

ウ 緊急時対応加算

1回につき 104 → 105単位(月2回まで)

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価

エ 喀痰吸引等支援体制加算(新設)

105単位

障害福祉サービス同様、喀痰吸引等が必要な者に対して喀痰吸引等を行った場合の労力を評価

※ 算定要件

- ①千葉県より「登録特定行為事業者」の登録を受けた事業所の
- ②千葉県より「認定特定行為業務従事者」の認定証の交付を受けた従事者が行った場合

この登録手続きについて、現在千葉県HPに掲載しております。
詳細については、下記URLへアクセスしてください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/kakutan-top.html>

(2) 訪問入浴サービス

介護保険制度における訪問入浴介護に係る改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行います。

ア 基本報酬

1, 250単位／回 → **1, 310単位／回**

イ 訪問入浴中止

626単位／回 → **657単位／回**

途中でサービスを中止し、清拭、部分浴その他必要な対応を行った場合

ウ サービス提供体制強化加算

24単位／回 → **26単位／回**

介護保険制度において当該加算の対象となる事業所の提供するサービスについて標記単位数を加算

(3) 日中一時支援(日中預かり型) → 日中一時支援

本サービスにつきましては、平成18年9月までの短期入所の日中預かり分の単価を元に、単価体系を独自に本市で策定しました。

本サービスの単価については、障害福祉サービスの類似サービスの報酬改定内容に鑑み、所要の改定を行うこととします。

ア 基本報酬

(単位)

利用時間	4時間未満		8時間未満		8時間以上	
利用者区分	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
基本	195	195	358	359	520	520
遷延性障害児者	383	384	733	735	1,083	1,086
重心障害児者	536	537	1,039	1,041	1,543	1,548

イ 食事提供体制加算
44単位 → **45単位**

ウ 送迎加算(新設)
29単位

利用者に対して、その居宅等と当該事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき労力を評価

エ 喀痰吸引等支援体制加算(新設)
105単位

障害福祉サービス同様、喀痰吸引等が必要な者に対して喀痰吸引等を行った場合の労力を評価

※算定要件については5ページ参照

(4) 生活サポート

障害福祉サービスにおける家事援助における改定事項について、適用可能な事項について同様の改定を行う。

ア 基本報酬

家事援助と同様の単価とする。

(単位)

利用時間	現行	改定後
30分未満	109	109
45分未満	—	159
1時間未満	205	205
1時間15分未満	—	248
1時間以上	286	287

イ 初回加算

208単位 → **210単位**

障害福祉サービス同様、サービス提供責任者が特に労力を要する標記の対応を評価